

『最高人民法院による営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用の若干問題に関する規定』は2020年8月24日付けで最高人民法院審判委員会の第1810回会議にて可決されたので、ここに公布し、2020年9月12日より施行する。

最高人民法院

2020年9月10日

法釈〔2020〕7号

**最高人民法院による  
営業秘密侵害民事事件の審理における法律適用  
の若干問題に関する規定**

(2020年8月24日付けで最高人民法院審判委員会の第1810回会議にて可決され、2020年9月12日より施行する)

営業秘密侵害民事事件を適正に審理するために、『中華人民共和国反不正競争法』『中華人民共和国民事訴訟法』等の関連法律の定めに基づき、裁判の実務と結び合わせて本規定を制定する。

**第一条** 人民法院は、技術に係る構造、原料、構成成分、レシピ、材料、サンプル、スタイル、植物新品種繁殖材料、工法、方法又はその手順、アルゴリズム、データ、コンピュータープログラム及びその関連書類等の情報について、反不正競争法第九条第四項にいう「技術情報」にあたると認定することができる。

人民法院は、経営活動に係る発想、管理、販売、経理、計画、見本、入札募集・入札資料、顧客情報、データ等の情報について、反不正競争法第九条第四項にいう「経営情報」にあたると認定することができる。

前項にいう顧客情報には、顧客の名称、住所、連絡先及び取引の慣習、意向、内容等の情報が含まれる。

**第二条** 当事者が、単に特定の顧客と長期的で安定的な取引関係を維持していることだけを理由に、当該特定の顧客が営業秘密にあたると主張した場合、人民法院は、これを支持しない。

顧客が従業員個人に対する信頼に基づき当該従業員の所属機構と取引を行い、当該従業員が退職した後に、顧客が当該従業員又は当該従業員の新しい所属機構と取引を行うことを自由意思により選択したことを証明できる場合、人民法院は、当該従業員が不正手段で権利者の営業秘密を獲得していないと認定しなければならない。

**第三条** 権利者が保護を求める情報が、侵害被疑行為の発生時点で当業者に普遍的に知られておらず、簡単に獲得できないものである場合、人民法院は、

反不正競争法第九条第四項にいう「公衆に知られていない」ものであると認定しなければならない。

**第四条** 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当する場合、人民法院は、関連情報が公衆に知られていると認定することができる。

- (一) 当該情報が当分野において一般常識又は業界慣行に属する場合。
- (二) 当該情報が製品の寸法、構造、材料、部品の簡単な組合せ等の内容のみに係り、当業者が市販されている製品を観察することで直接獲得できる場合。
- (三) 当該情報が公開された出版物又はその他のメディアで公然開示されている場合。
- (四) 当該情報が公開された報告会、展覧等の方法により公表された場合。
- (五) 当業者が他の公開ルートで当該情報を獲得できる場合。

公衆に知られている情報を整理、改善、加工して形成した新たな情報であつて、本規定第三条の定めに適合するものについては、公衆に知られていない新たな情報であると認定しなければならない。

**第五条** 権利者が営業秘密の漏洩を防止するために、侵害被疑行為の発生前に講じた合理的な秘密保持措置については、人民法院は、反不正競争法第九条第四項にいう「相応の秘密保持措置」にあたると認定しなければならない。

人民法院は、営業秘密及びその媒体の性質、営業秘密の商業的価値、秘密保持措置の識別度、秘密保持措置と営業秘密との対応の程度及び権利者の秘密保持の意思等要素に基づき、権利者が相応の秘密保持措置を講じたか否かを認定しなければならない。

**第六条** 次の各号に掲げる状況のいずれかに該当し、通常、営業秘密の漏洩を防止するのに十分なものである場合、人民法院は、権利者が相応の秘密保持措置を講じたと認定しなければならない。

- (一) 秘密保持合意書を締結したか又は契約において秘密保持義務を取り決めた場合。
- (二) 定款、教育、規則制度、書面告知等の方式により、営業秘密に接し、営業秘密を獲得できる従業員、元従業員、サプライヤー、顧客、訪問者等に対して秘密保持を要請した場合。
- (三) 秘密に係る工場、作業場等の生産経営場所について訪問者を制限したか又は区分管理を行った場合。

(四) 表示、区分、隔離、暗号化、密封保存、接触又は獲得できる人員範囲の制限等の方式で、営業秘密及びその媒体を区分・管理した場合。

(五) 営業秘密に接し、営業秘密を獲得できるコンピューター設備、電子装置、ネットワーク設備、保存設備、ソフトウェア等について使用、アクセス、保存、複製の禁止又は制限等の措置を講じた場合。

(六) 退職する社員に対し、接触又は獲得した営業秘密及びその媒体を登記、返却、消去、廃棄し、引き続き秘密保持義務を履行するよう要請した場合。

(七) その他の合理的な秘密保持措置を講じた場合。

**第七条** 権利者が保護を求める情報が、公衆に知られていないがゆえに、現実的又は潜在的な商業的価値を有する場合、人民法院は、審査を経て、反不正競争法第九条第四項にいう「商業的価値を有する」ものであると認定することができる。

生産経営活動において形成した段階的成果であって前項の定めに適合したものについて、人民法院は、審査を経て、「商業的価値を有する」と認定することができる。

**第八条** 被疑侵害者が、法律の定め又は一般に認められる商業道徳に違反する方法で権利者の営業秘密を獲得した場合、人民法院は、反不正競争法第九条第一項にいう「その他の不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得した」にあたると認定しなければならない。

**第九条** 被疑侵害者が生産経営活動において営業秘密を直接使用するか、営業秘密を修正・改良した後に使用するか、又は営業秘密に基づき関連生産経営活動を見直し、最適化し、改良した場合、人民法院は、反不正競争法第九条にいう「営業秘密の使用」にあたると認定しなければならない。

**第十条** 当事者が法律の定め又は契約の取り決めに基づいて負う秘密保持義務については、人民法院は、反不正競争法第九条第一項にいう「秘密保持義務」にあたると認定しなければならない。

当事者が契約において秘密保持義務を取り決めなかったものの、信義誠実の原則及び契約の性質、目的、契約成立のプロセス、取引の慣習等に基づけば、被疑侵害者は、獲得した情報が権利者の営業秘密であることを知っている場合又は知るべきである場合には、人民法院は、被疑侵害者がその獲得した営業秘密について秘密保持義務を負うと認定しなければならない。

**第十一條** 人民法院は、法人、非法人組織の経営者、管理者及び労働関係を有するその他の者について、反不正競争法第九条第三項にいう「従業員、元従業員」にあたると認定することができる。

**第十二条** 人民法院は、従業員、元従業員が権利者の営業秘密を獲得するルート又は機会を有するものか否かを認定するにあたって、関連する以下の要素を考慮することができる。

- (一) 役職、職責、権限
- (二) 本業である業務又は職場から割り振られた任務
- (三) 営業秘密に係る生産経営活動に関与した具体的な状況
- (四) 営業秘密及びその媒体を保管、使用、保存、複製、支配したか又はその他の方で接触、獲得したか否か
- (五) 考慮すべきその他の要素

**第十三条** 侵害被疑情報が営業秘密と実質的な区別がない場合、人民法院は、侵害被疑情報と営業秘密とが反不正競争法第三十二条第二項にいう「実質的に同一」にあたると認定することができる。

人民法院は、前項にいう「実質的に同一」にあたるか否かを認定するにあたって、以下の要素を考慮することができる。

- (一) 侵害被疑情報と営業秘密の相違・類似の度合い
- (二) 当業者が侵害被疑行為の発生時点で侵害被疑情報と営業秘密との区別を容易に思い付くか否か
- (三) 侵害被疑情報と営業秘密の用途、使用方式、目的、効果等に実質的な差異があるか否か
- (四) 公的分野における営業秘密に係る情報の状況
- (五) 考慮すべきその他の要素

**第十四条** 自主研究開発又はリバースエンジニアリングを通じて侵害被疑情報を獲得した場合、人民法院は、反不正競争法第九条に定める「営業秘密侵害行為」にあたらないと認定しなければならない。

前項にいう「リバースエンジニアリング」とは、技術手段を通じて公開ルートから取得された製品に対して分解、測定・製図、分析等を行うことで当該製品の関連技術情報を取得することを指す。

被疑侵害者が不正手段をもって権利者の営業秘密を獲得した後に、またリバ

ースエンジニアリングを理由に営業秘密を侵害していないと主張した場合、人民法院は、これを支持しない。

**第十五条** 被申立人が、不正手段により権利者が主張している営業秘密を獲得、開示、使用又は他者に使用の許諾をしようとした、或いは、既にしており、行為保全措置を取らないと判決の執行を困難にし、若しくは、その他の損害を当事者にもたらし、又は権利者の合法的権益に回復不能な損害を与えることになる場合、人民法院は法により行為保全措置を講じる旨の裁定を行うことができる。

前項に定める事由が民事訴訟法第百条、第一百一条にいう「緊急な状況」にあたる場合、人民法院は、四十八時間以内に裁定を行わなければならない。

**第十六条** 事業者以外のその他の自然人、法人や非法人組織が営業秘密を侵害し、権利者が反不正競争法第十七条の規定により侵害者の負うべき民事責任を主張した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

**第十七条** 人民法院が、営業秘密侵害行為に対して侵害停止の民事責任の負担を命じる旨の判決を下した場合、侵害停止期間は一般的に当該営業秘密が公衆に知られるまで継続しなければならない。

前項の定めにより下された判決における侵害停止期間が明らかに合理的でない場合、人民法院は、法により権利者の営業秘密の競争優位性を保護する前提で、侵害者に対して一定の期間又は範囲内において当該営業秘密の使用を停止する旨の判決を下すことができる。

**第十八条** 権利者が侵害者に営業秘密の媒体の返却又は廃棄、それが保持している営業秘密情報の消去を命じる旨の判決を下すよう請求した場合、人民法院は通常、これを支持しなければならない。

**第十九条** 侵害行為によって営業秘密が公衆に知られるようになった場合、人民法院は法により賠償額を確定する際に、営業秘密の商業的価値を考慮することができる。

人民法院が前項にいう商業的価値を認定するにあたっては、研究開発コスト、当該営業秘密の実施による収益、獲得可能な利益、競争優位性の保持可能期間等の要素を考慮しなければならない。

**第二十条** 権利者が営業秘密の使用許諾料を参照して侵害されたことにより被った実際の損失を確定するよう請求した場合、人民法院は、許諾の性質、内

容、実際の履行状況及び侵害行為の性質、情状、結果等の要素に基づいて、これを確定することができる。

人民法院は、反不正競争法第十七条第四項により賠償額を確定する際に、営業秘密の性質、商業的価値、研究開発コスト、革新の程度、もたらし得る競争優位性及び侵害者の主観的過失、侵害行為の性質、情状、結果等の要素を考慮することができる。

**第二十一条** 当事者又は訴外人の営業秘密に係る証拠、資料について、当事者又は訴外人が書面にて人民法院に秘密保持措置を講じるよう申し立てた場合には、人民法院は、保全、証拠交換、証拠調べ、鑑定委託、尋問、法廷審理等の訴訟活動において必要な秘密保持措置を講じなければならない。

前項にいう秘密保持措置の要求に違反して、勝手に営業秘密を開示した場合、又は訴訟中に接触、獲得した営業秘密を訴訟活動以外で使用若しくは他人にその使用を許諾した場合には、法により民事責任を負わなければならない。民事訴訟法第百十一条に定める事由にあたる場合、人民法院は法により強制措置を講じることができる。犯罪を構成した場合、法により刑事责任を追及する。

**第二十二条** 人民法院は、営業秘密侵害民事事件を審理するにあたって、営業秘密侵害犯罪の刑事訴訟の手続において形成した証拠について、法定手続に従って全面的かつ客観的に審査しなければならない。

公安機関、検察機関又は人民法院で保存する侵害被疑行為と関連性のある証拠に関して、営業秘密侵害民事事件の当事者及びその訴訟代理人が客観的な事由により自ら収集できず、調査・収集を申し立てた場合には、人民法院はこれを許可しなければならない。ただし、進行中の刑事訴訟手続に影響を及ぼすものは除く。

**第二十三条** 当事者が、発効した刑事判決で認定された実際の損失又は違法所得に基づいて同一の営業秘密侵害行為に係る民事事件の賠償額を確定すべきと主張した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

**第二十四条** 権利者は、侵害者が侵害により獲得した利益について初步的な証拠を提供しているものの、営業秘密侵害行為に関する帳簿、資料が侵害者に握られている場合、人民法院は、権利者の申立により、侵害者に対して、当該帳簿、資料を提供するよう命じることができる。侵害者が正当な理由なく、提供を拒否し、若しくは事実のとおり提供しなかった場合、人民法院は、権利者

の主張及び提供された証拠に基づき、侵害者が侵害により獲得した利益を認定することができる。

**第二十五条** 当事者が、同一の営業秘密侵害被疑行為に係る刑事事件が未だ結審していないことを理由に、営業秘密侵害民事事件の審理中止を請求した状況下において、当事者の意見を聴取した後に、当該刑事事件の審理結果を根拠としなければならないと判断した場合、人民法院は、これを支持しなければならない。

**第二十六条** 営業秘密侵害行為について、営業秘密の独占使用許諾契約の被許諾者が訴訟を提起した場合、人民法院は法により、これを受理しなければならない。

排他的使用許諾契約の被許諾者が権利者と共同で訴訟を提起した場合、又は権利者が起訴しない状況下で自ら訴訟を提起した場合、人民法院は、法により、これを受理しなければならない。

通常使用許諾契約の被許諾者が権利者と共同で訴訟を提起した場合、又は権利者の書面による授権を受けて単独で訴訟を提起した場合、人民法院は、法により、これを受理しなければならない。

**第二十七条** 権利者は、第一審の法廷弁論の終了前に、その主張する営業秘密の具体的な内容を明確にしなければならない。一部についてのみ明確にすることができる場合、人民法院は当該明確にされた部分についてのみ審理する。

第二審の手続において、権利者が、第一審では明確にしていない営業秘密の具体的な内容を別途主張した場合、第二審人民法院は、当事者の自由意思の原則により、当該営業秘密の具体的な内容に関連する訴訟上の請求について調停することができる。調停が成立しなかった場合、別途起訴するよう当事者に告知する。双方当事者がいずれも第二審人民法院での併合審理に同意した場合、第二審人民法院は併合して裁判を行うことができる。

**第二十八条** 人民法院は、営業秘密民事事件の審理にあたって、侵害被疑行為発生時の法律を適用する。侵害被疑行為が法改正の前に既に発生しており、かつ、法改正の後にも継続している場合、改正後の法律を適用する。

**第二十九条** 本規定は 2020 年 9 月 12 日より施行する。これまでに最高人民法院から公布された関連司法解釈が本規定と一致しない場合、本規定を優先する。

本規定の施行後、人民法院が審理している第一審、第二審事件に対しては、本規定を適用する。施行前に既に発効した判決が下された事件の再審に対しては、本規定を適用しない。

出所：2020年9月11日付け最高人民法院ウェブサイトを基にジェトロ北京事務所で日本語仮訳を作成  
<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-254751.html>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するこのではないことを予めご了承ください。